



薬第1558-4号
令和5年3月10日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和5年3月10日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる4物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類

【通称名】MET

(2) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1V-LSD

(3) N—(4—フルオロフェニル)—N—[1—(2—フェニルエチル) ピペリジン—4—イル] フラン—2—カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 p a r a—F l u o r o f u r a n y l f e n t a n y l、
4 F—f u r a n y l f e n t a n y l、4 F—F u—F

(4) 1—[1—(3—メチルフェニル) シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類

【通称名】 3—M e—P C P y、3—m e t h y l—P C P y、
3—M e—r o l i c y c l i d i n e、
3—m e t h y l—r o l i c y c l i d i n e

(5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和5年3月11日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701